

これまでの「生産資材・原材料高騰下における農林水産政策に関する説明会」における主な御質問と回答

(8月2日付け)

項目	質問内容	回答
肥料価格高騰	① 肥料価格高騰対策について、「新しい支援」の仕組み、その実施のスケジュールはどのようなものになるのか。みどり戦略とどのように関係しているのか。	7月29日(金)の定例閣議で、予備費において、本年の秋用肥料から来年の春用肥料を対象に、化学肥料の使用量の低減に向けた取組を行う農業者に対し、肥料価格高騰の影響緩和のための新たな対策を講ずることが決定されました。現在、農業者や関係者の皆様に、対策の内容をお知らせできるよう準備を進めており、できるだけ速やかにお知らせしたいと考えています。 また、肥料コストの低減とともに、みどり戦略の目標の実現の観点からも、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施は重要なものとなっていますので、各現場で有益かつ実施可能な取組を選んで取り組んでいただきますようお願いします。 ※「肥料価格高騰対策事業」についてはこちら
小麦価格	② 輸入小麦の政府売渡価格について、10月の改定の際には、何か対策を講じるのか。	10月期の輸入小麦の政府売渡価格については、小麦の国際価格等の動向を注視しつつ、小麦の輸入価格が突出して急騰している状態であれば、必要な抑制措置を講じることを検討してまいります。
飼料価格高騰	③ 飼料価格高騰対策について、配合飼料価格安定制度で補填しきれない部分などに対し、各県で独自の支援も行っているが、県をまたぐ大規模農場では各県での支援が異なるため、国として一律な飼料価格補填対策を打ち出せないか。	配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇による畜産経営への急激な影響を緩和する仕組みです。4月に決定した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、異常補填基金に435億円を積み増すとともに、異常補填の発動基準を引き下げて、生産者の負担を軽減する対策を措置いたしました。 飼料価格高騰対策として、農業者への支援を行っている県があることは承知しておりますが、財源としては地方創生臨時交付金なども活用しており、対策の内容は地方公共団体が地域の実情に応じて検討されるものであることから、各県が実施している対策に関し、農林水産省が一律の対応を求めることは適当でないと考えております。
	④ 配合飼料価格安定制度では高い配合飼料価格が長期間継続すると発動指標である基準輸入原料価格が上がってしまい、補てんが出なくなるが、何か対策はないのか。	配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の上昇による畜産経営への急激な影響を緩和する仕組みです。高い配合飼料価格が長期間継続する事態への対応としては、飼料費等の変動が反映される畜種ごとの経営安定対策があります。また、運転資金確保対策として、価格高騰の影響を受けた畜産農家への融資の実質無利子化・無担保化、融資限度額の引上げ等の措置も講じておりますので、活用を検討ください。
	⑤ 配合飼料価格安定制度について、補填金の支払いが遅いのではないか。	配合飼料価格安定制度の補填については、使用した穀物の輸入原料価格や畜産農家の配合飼料購入量等の実績に応じて支払われる必要があるため、実績数字が判明する当該四半期の翌月下旬を目途に算定され、当該四半期の翌々月に支払いを実施しているところです。 また、昨年度より関係者の努力により、通常、翌々月の中下旬に支払っていたところを最短で翌々月の月上旬に支払うように短縮したところであり、今後とも関係者と協力し対応してまいります。
燃油価格高騰	⑥ 施設園芸等燃油価格高騰対策について、省エネ目標などの加入要件を満たすことが難し	施設園芸等燃油価格高騰対策は、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営への転

	といった声や、補助の対象となる燃料がA重油や灯油に限られているといった課題があるが制度を見直すことはできないのか。	換を目的としていることから、省エネに取り組んでいただく方を対象としています。この際、初めて加入する場合には、チェックシートの実践により、10%の削減効果を見込んで計画を立てることが可能ですのでご活用ください。また、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃油使用量を更に15%削減するほか、単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減する目標（収量増で達成可能）を設定いただくことも可能です。また、補助対象燃料の追加については、実情を踏まえて検討することとしています。
価格転嫁	⑦ 生産コストが上昇しても価格転嫁できないため、単純に所得減少となるので、価格転嫁できる環境を整えてもらいたい。	資材価格の高騰等により生産コストが上昇する中、燃油価格高騰対策等により農業経営への影響を緩和するとともに、農産物・食品の小売価格に適切に転嫁していくことが重要と考えています。 このため、農林水産省としては、物財費等のコストの価格転嫁が進むよう、昨年末に閣議了解した「転嫁円滑化施策パッケージ」の下で、公正取引委員会等と連携して、食品製造業、食品小売業への緊急調査などの対策を講じているところです。 また、同じく昨年末に食品製造業者と小売業者間における適正取引推進のためのガイドラインを策定し、食品業界に対して、本ガイドラインの普及に努めているところです。 さらに、生産コストの上昇等について消費者や小売店の理解を得るための広報活動などを通じ、価格転嫁のための環境整備を進めてまいります。
その他	⑧ 肥料原料の海外依存からの脱却に向けて、有機農業や化学肥料使用量の低減のための技術の普及をどのように位置づけているのか。	有機農業は、生物多様性の増進など環境保全に寄与することで、持続性や付加価値の高い農業の実現に貢献するとともに海外依存度が高い化学肥料を使用しないため、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立にも資するものと考えています。 また、化学肥料使用量の低減のための技術の普及については、土壌診断による施肥の適正化など既に実施可能な施肥の効率化を進めるとともに、堆肥等の国内資源の利用拡大などを進めています。さらに、自治体や関係省と連携して、下水汚泥など国内資源からの高度肥料成分の回収等の革新的技術の開発・導入の取組も進めてまいります。

※P1「肥料価格高騰」の回答について、8月2日（火）に内容更新